

別紙 2

看護師等就労環境改善施設整備費補助金 Q & A

Q 既に着工している事業、補助内示前の時期に着工する予定の事業は対象となるか？

A 対象にはなりません。
補助内示決定後に着工する事業のみが補助の対象です。
着工には、工事請負業者選定や契約を含みます。

Q 建物と同時に整備する備品類や機器類は補助の対象となるか？

A 対象にはなりません。
この補助金の対象は施設に対する工事費です。

Q 工事請負業者との契約手続はどのように行うのか？

A 県においては、競争性や公平性を確保するため一般競争入札を行っています。
事業実施者（病院）と請負業者との契約になりますが、補助金（公金）が充てられるため、県の手続にならない、一般競争入札を原則としていただきます。

Q 補助を受けて整備した部屋を別の部屋に転用することは可能か？

A 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならないことになっています。

承認を受けた上で、補助金を返還していただくこととなります。